

鷺沼駅周辺再編整備に伴う 公共機能に関する基本方針(案)について

資料 3

～市民の皆様から意見を募集します～

鷺沼・宮前平駅周辺地区は、本市総合計画において、「地域生活拠点」の一つとして位置付けられており、現在、民間事業者による鷺沼駅周辺の再開発事業が計画されています。

本市では、再開発による鷺沼駅前バスターミナルの拡充などの効果を活用し、宮前区全体の将来を見据えた取組を推進するため、多角的な区民意見の把握に取り組み、「鷺沼駅前に望まれる機能は何か」ということを検討してきました。

このたび「鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針(案)」として取りまとめましたので、広く市民の皆様からの御意見を募集します。

1 意見募集期間

平成31年2月5日(火)～平成31年3月6日(水)

※ 郵送の場合は当日消印有効です。

※ 直接お持ちになる場合は、3月6日(水)17時までにお願ひします(土日祝日を除く)。

2 閲覧資料

(1) 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針(案)の概要

(2) 鷺沼駅周辺再編整備に伴う公共機能に関する基本方針(案)

3 閲覧場所

川崎市ホームページ、かわさき情報プラザ(川崎市役所第3庁舎2階)、
各区役所市政資料コーナー、支所・出張所、図書館(分館含む)、市民館(分館含む)、
市民文化局 区政推進課

4 意見提出方法

(1) 郵送・持参

〒210-0007 川崎市川崎区駅前本町11-2 川崎フロンティアビル7階
川崎市 市民文化局 コミュニティ推進部 区政推進課

(2) FAX

番号 044-200-3800 (市民文化局 区政推進課)

(3) 電子メール

市ホームページのパブリックコメント専用フォームから手順に沿って御提出ください。

※1 書式は自由ですが、住所、氏名、電話番号、基本方針(案)への意見であることを記入してください。

※2 意見書の住所、氏名及び電話番号は、意見の内容を確認させていただく場合があるため、記載をお願いするものです。他の目的に利用せず、適正に管理します。また、意見を提出できる方の範囲は、市内に在住、在勤、在学の方、又はこの案件の内容に利害関係のある方とさせていただきます(個人、団体を問いません)。

※3 電話での受付及び個別の回答はいたしませんので、あらかじめ御了承ください。

※4 お寄せいただいた御意見は、平成31年3月頃に、住所、氏名等の個人情報を除き、内容を整理又は要約した上で、御意見に対する本市の考え方を取りまとめてホームページ等で公表する予定です。

5 問合せ先

川崎市 市民文化局 コミュニティ推進部 区政推進課 電話 044-200-2309